○三豊市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

平成19年3月23日

告示第80号

改正　平成23年5月23日告示第218号

平成23年12月28日告示第429号

平成25年3月28日告示第63号

平成28年3月30日告示第90号

(目的)

第1条　この告示は、新たな小児慢性特定疾患対策の確立について(平成17年2月21日付雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「通知」という。)に基づく事業(以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。)の対象となっている者(以下「小児慢性特定疾患児」という。)に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付すること(以下「給付」という。)により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(用具の種目等)

第2条　給付の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とする。

(対象者)

第3条　対象者は、別表の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾患児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)による施策(小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による施策の対象とはならない者に限る。)とする。

(給付の申請)

第4条　用具の給付を希望する対象者の扶養義務者(以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に小児慢性特定疾患医療受診券の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2　申請書を受理した市長は、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況、住宅環境等を実地に調査し、速やかに調査書(様式第2号)を作成するものとする。

(給付の決定)

第5条　市長は、申請書の内容を審査の上、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。

2　市長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)及び日常生活用具給付券(様式第4号。以下「給付券」という。)を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書(様式第5号)を、それぞれ当該申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第6条　市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。

2　市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第7条　対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2　前項の規定により扶養義務者が負担する額の基準は、通知別表2に定める額とする。

3　扶養義務者は、用具を納付する業者に対し、給付券を添えて、前項の規定により負担する

こととされている額を支払うものとする。
4　市長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前項の規定により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。
5　前項の規定による業者からの請求は給付券を添付して行うものとする。
(用具の管理)
第8条　用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
2　市長は、前項の規定に違反した者に対し、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。
(給付台帳の整備)
第9条　市長は、用具の給付の状況を明確にするため、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付台帳を整備するものとする。
(その他)
第10条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
この告示は、平成19年4月1日から施行する。
附　則(平成23年告示第218号)
(施行期日)
1　この告示は、平成23年5月23日から施行し、改正後の三豊市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成23年4月1日から適用する。
(経過措置)
2　新要綱の規定は、平成23年4月1日以後になされた申請から適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。
附　則(平成23年告示第429号)
この告示は、平成24年1月1日から施行する。
附　則(平成25年告示第63号)抄
(施行期日)
1　この告示は、平成25年4月1日から施行する。
附　則(平成28年告示第90号)
(施行期日)
1　この告示は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
2　この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の三豊市住民基本台帳記載事項実態調査実施規程、第2条の規定による改正前の三豊市後期高齢者医療保険料納付方法変更事務取扱要綱、第3条の規定による改正前の三豊市成年後見制度利用支援事業実施要綱、第4条の規定による改正前の児童福祉法による母子生活支援施設母子保護実施取扱要領、第5条の規定による改正前の三豊市子育てホームヘルプ事業実施要綱、第6条の規定による改正前の三豊市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱、第7条の規定による改正前の三豊市母子家庭等高等技能訓練促進費等事業実施要領、第8条の規定による改正前の児童福祉法による助産施設における助産実施取扱要領、第9条の規定による改正前の三豊市未熟児養育事業実施要綱、第10条の規定による改正前の三豊市居宅生活支援措置実施要綱、第11条の規定による改正前の三豊市家族介護用品支給事業実施要綱、第12条の規定による改正前の三

豊市二次予防事業における訪問型介護予防事業実施要綱、第13条の規定による改正前の三豊市福祉ホーム事業実施要綱、第14条の規定による改正前の三豊市重度障害者日常生活用具給付実施要綱、第15条の規定による改正前の三豊市難聴児補聴器購入費用助成金交付要綱、第16条の規定による改正前の三豊市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付等に関する事務処理要綱、第17条の規定による改正前の三豊市地域密着型サービス事業者等監査実施要綱、第18条の規定による改正前の三豊市介護職員初任者研修補助金交付要綱、第19条の規定による改正前の三豊市指定ごみ袋取扱等に関する要綱及び第20条の規定による改正前の三豊市放置自動車事務処理要領に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第2条、第3条関係)

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペタルにて温水温風を出し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア　小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ　転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電機式たん吸引	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使

器		用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの